社保審-介護給付費分科会	
第196回(R2.12.9)	資料2

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) の報酬・基準について②

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)② 目次

論点①. 個室ユニット型施設のユニット定員 ・・・・・・・・・・・ 2

論点① 個室ユニット型施設のユニット定員

<u>論点①</u>

■ 個室ユニット型施設におけるケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から15名程度以内に緩和することについて、職員の負担増加やケアの質の低下への懸念があるとの指摘を踏まえてどのように考えるか。

ユニット定員を15人とする見直しの対応案

省令イメージ

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)

(設備)

第四十条

ー ユニット

イ(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする</u>。

附則

第〇条 当分の間、この省令の施行日以降、改正後の第四十条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、第二条第一項第三号イ及び第四十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置(※)するよう努めるものとする。

※ 15人ユニットの場合、原則として夜勤は2ユニットごとに1.5人以上の職員を配置することなどを想定

確認等の方法

上記の努力義務規定の施行に当たって、少なくとも次のような取組を行う。

- 今後、現行の入居定員の基準を超える新たなユニットを整備する施設は、当該ユニットの入居定員に加え、当該 ユニットに勤務する介護職員及び看護職員の総数並びに夜間及び深夜の勤務に従事する介護職員及び看護職員の数 等を都道府県に届け出るものとする。
- 国は、当該ユニットの職員配置が、他のユニット型施設の夜間及び深夜を含めた職員配置の実態に照らして遜色のないものとなるよう十分な努力を行ったと認められない場合には適切に指導を行うよう、都道府県に対して通知を発出する。また、国は、確認・聴取すべき内容等をマニュアルとして都道府県に示すことで、適切な施行を期する。
- さらに、国は、新たに整備された現行の入居定員の基準を超えるユニットの整備・運営状況を都道府県を通じて 定期的に把握しつつ、適切な運営や指導が行われているか検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。

参考資料

論点②個室ユニット型施設の設備・勤務体制

社保審-介護給付費分科会

第194回(R2.11.26)

資料2を修正

<u>論点②</u>

- 個室ユニット型施設におけるケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、
 - 1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から15名程度以内に緩和すること
 - ユニットリーダーについて原則常勤を維持しつつ、出産・育児などやむを得ない場合については、必ずしも常勤を求めないこと
 - ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止することなどについて、どのように考えるか。

対応案

- 1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から15名以下に緩和することとしてはどうか。 (職員の過度な負担につながらぬよう、論点①と同様に留意点を明示する。(※))
- ユニットリーダーについて、原則常勤を維持しつつ、出産・育児などやむを得ない事情により欠員が生じる場合は、一時的に非常勤職員で代替することを認めるとともに、本人が復帰した際は、短時間勤務を認めることとしてはどうか。
- ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止してはどうか。
- ※ 介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護についても同様にして はどうか。
- (※) 一定の職員の兼務を認めるにあたっての留意点として、以下の点等を明示することを検討。
- ・労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていること
- ・食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われること

ユニット型施設の人員、設備及び運営に関する基準

社保審一介護給付費分科会

第194回(R2.11.26)

資料 2

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号)

(設備)

第四十条 ー ユニット

イ(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一の ユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十七条

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
 - 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 <u>夜間及び深夜については、ニユニットごとに一人以上</u>の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第43号)

- 3 設備に関する要件
- (4) 居室
- ③ ユニットの入居定員

ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、<u>敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合</u>であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的 関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、<u>入居定員が10人を超えるユニットも認</u> める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

- イ 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。
- ロ 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について

【根拠法:介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 〇 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)と呼ばれる。

《 施設数: 10,502施設 サービス受給者数: 61.96万人 (令和元年10月審査分) ≫ ※介護給付費等実態統計

 要介護1
 要介護2
 要介護3
 要介護4
 要介護5

 要介護度別の 特養入所者の割合
 1.4% 4.2%
 24.3%
 37.8%
 32.3%

≪設置主体≫

- 〇地方公共団体
- 〇社会福祉法人 等

≪人員配置基準≫

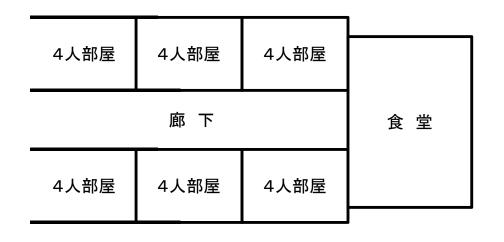
- 〇医師: 必要数
- ○介護·看護職員: 3:1 等

≪設備基準≫

- 〇居室定員: 原則1人(参酌すべき基準)
- 〇居室面積: 1人当たり10.65㎡ 等

多床室

- ○多床室(既設)の介護報酬:832単位(要介護5)
- 〇看護・介護職員1人当たり利用者数:平均2.2人(平成30年)*



ユニット型個室

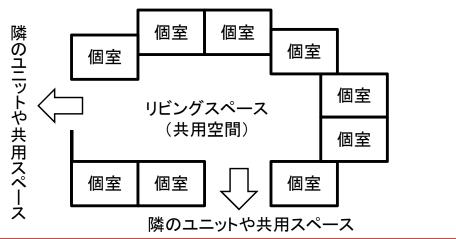
〇ユニット型個室の介護報酬:913単位(要介護5)

○看護・介護職員1人当たり利用者数:平均17人(平成30年)*

*介護事業実態調査(令和元年度調査)

※平成30年度介護給付費等実態統計

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係(ユニットごとに職員を配置)



介護老人福祉施設の報酬

要介護5

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

【日常生活継続支援加算】

(ユニット:46単位、 多床室:36単位)

(要件)新規入所者の総数のうち、要介護4・5の者及び認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が一定以上である等の施設において、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配置されていること

【夜勤職員配置加算】

(27単位など)

(要件)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の 数が最低基準を1以上、上回ってい ること

【個別機能訓練加算】

(12単位)

(要件)

- 専ら機能訓練指導員の職務に 従事する常勤の理学療法士等 を1名以上配置
- 入所者ごとに作成した個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施

【看護体制加算】

(13単位など) (要件)

- ・手厚い看護職員の配置
- ・24時間連絡できる体制を確保

【配置医師緊急時対応加算】

(早朝·夜間:650単位、 深夜:1300単位)

(要件)

配置医師と協力病院等が連携し、 施設の求め応じ24時間対応できる 体制を確保

【看取り介護加算(I)】 (要件・単位)

• 死亡日以前4~30日 : 144単位

前日・前々日 : 680単位当日 : 1.280単位

【栄養マネジメント加算】

(14単位)

(要件)

- ・ 常勤の管理栄養士を1名以上配置
- ・ 摂食・嚥下機能や食形態にも配慮し た栄養ケア計画を作成し、栄養管理 を実施。

【サービス提供体制強化加算】 介護福祉士や常勤職員等を一 ■定割合以上配置

- -介護福祉士6割以上:18単位
- •介護福祉士5割以上:12単位
- <u>、· 常勤職員等 _____:6単位</u>

【介護職員処遇改善加算】

- (I) 8.3% (II) 6.0%
- (Ⅲ) 3.3% (Ⅳ) 加算Ⅲ × 90%
- (V) 加算Ⅲ×80%

【介護職員等特定処遇改善加算】

(I) 2.7% (II) 2.3%

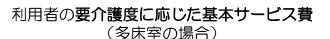
定員を超えた利用や人員配置 基準に違反

(▲30%)

身体拘束廃止未実施減算

(▲10%)





利用者の要介護度に応じた基本サービス費 (ユニット型個室の場合)

